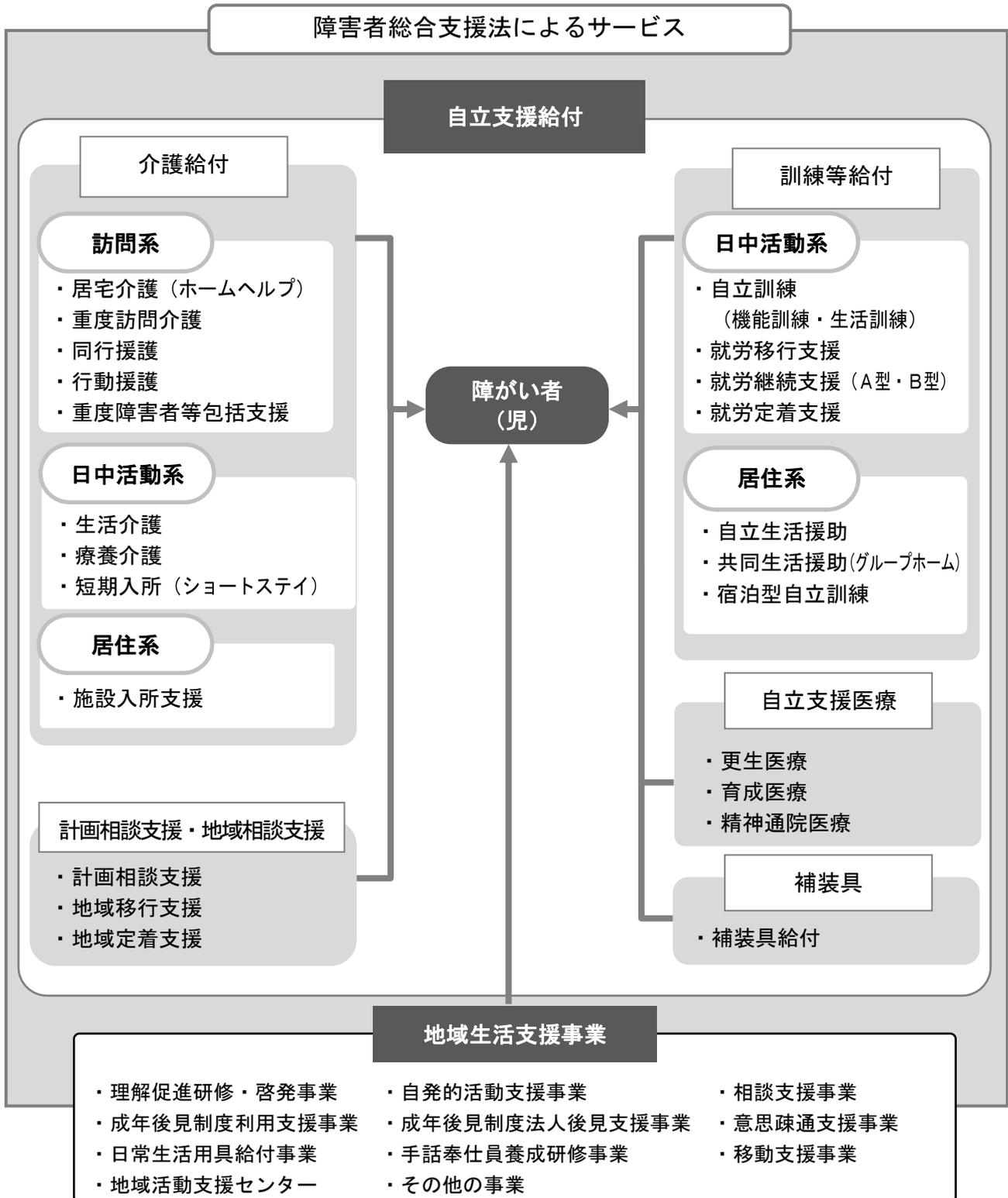


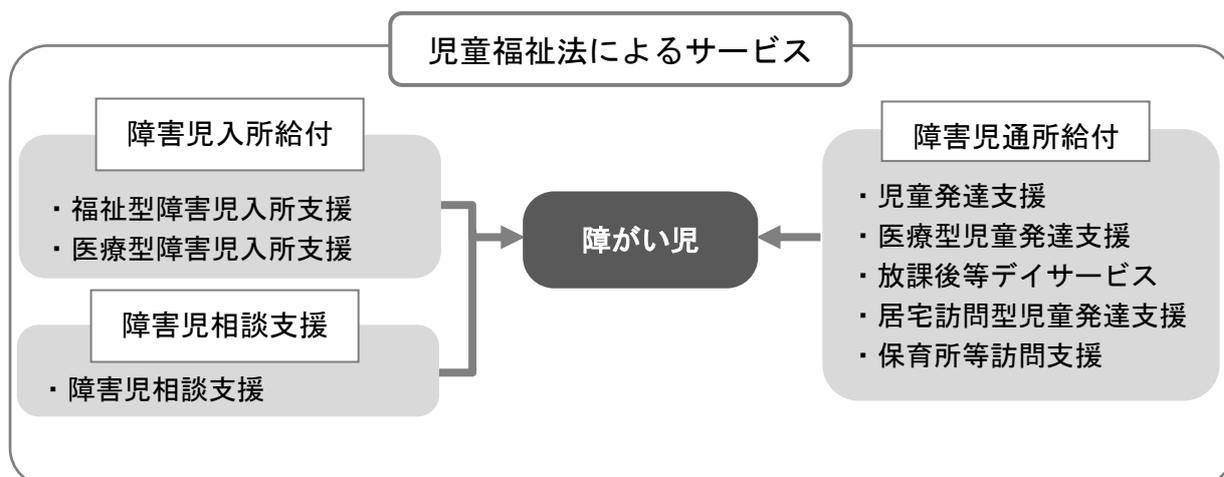


第4章

障がい福祉サービス等の見込み

1 障がい福祉サービスの体系





2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	238	233	232	234	236	237
	時間	3,240	3,133	3,177	3,218	3,246	3,260
重度訪問介護	人	6	6	6	6	7	7
	時間	347	355	303	363	371	379
同行援護	人	35	33	34	34	34	35
	時間	349	312	335	337	339	342
行動援護	人	7	7	6	7	7	8
	時間	16	16	12	16	16	18
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	39

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	481	482	480	493	507	520
	日	9,136	9,489	9,498	9,713	9,989	10,245
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	1
	日	0	0	0	0	0	12
自立訓練 (生活訓練)	人	11	6	7	7	8	9
	日	151	73	111	111	127	143
宿泊型自立訓練	人	1	2	2	2	2	2
	日	14	43	40	43	44	45
就労移行支援	人	16	16	13	14	15	16
	日	270	264	250	260	270	281
就労移行支援 (養成施設)	人	0	0	0	0	0	1
	日	0	0	0	0	0	18
就労継続支援 (A型)	人	67	79	81	89	98	108
	日	1,295	1,511	1,693	1,761	1,939	2,137
就労継続支援 (B型)	人	409	420	449	470	493	516
	日	7,343	7,665	8,520	8,645	9,068	9,491
就労定着支援	人	1	3	2	4	6	7
療養介護	人	22	22	24	24	25	25
福祉型短期入所	人	63	53	43	55	58	61
	日	474	392	309	385	394	403
医療型短期入所	人	1	1	1	1	2	2
	日	2	1	1	2	3	4

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 就労移行支援の提供事業所の減少を補うため、サービス提供事業者の整備・誘導に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たりの平均実利用者数）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	183	197	215	231	248	266
施設入所支援	人	201	200	201	201	201	201
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で、社会福祉法人等の従来事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障害者支援施設の整備にあたり、障がいの特性や新型コロナウイルス等感染症対策に対応するため、地域の福祉ニーズを踏まえた問題解決が図られるよう支援を行います。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	269	310	351	401	458	523
地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	15	11	13	15	15	15

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、個別のニーズに対応できるシステムの構築を進めます。
- 障がい者福祉制度と、介護保険制度との狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	163	165	161	163	165	166
	日	886	902	890	900	911	917
医療型児童発達支援	人	1	0	1	1	1	2
	日	1	0	5	5	5	10
放課後等デイサービス	人	189	206	198	203	207	212
	日	2,685	2,783	2,852	2,850	2,906	2,976
保育所等訪問支援	人	1	1	1	1	2	3
	日	1	1	1	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	日	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人	106	97	91	102	106	110
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

4 地域生活支援事業の利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業内容】

- 障がい者週間記念講演会、生涯学習課実施出前講座
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携した地域支援システムに向けた住民意識啓発の実施など

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

【事業内容】

- 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
福祉団体、ボランティア活動、ピアサポーター等への支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、障がい児の保護者又は障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の総合的な相談、情報提供、助言を行い、地域の相談支援事業者の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

【事業内容】

- 基幹相談支援センター等機能強化事業
- 福祉サービスの利用援助（情報提供及び相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- 社会生活力を高めるための支援
- 権利擁護のために必要な援助
- ピアサポーターの養成・活用
- 専門機関の紹介等
- 住宅入居等支援に係る検討・連絡調整

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業内容】

- 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成
- 成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者や認知症である高齢者など判断能力が不十分なため意思決定が困難な方の判断能力を補い、権利を擁護することを目的として、任意後見人、成年後見人、保佐人、補助人の業務を行います

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	9	10	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	市役所内に手話通訳者を配置し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳の方法により、行政手続等の支援や相談・情報発信を行います。

【事業内容】

- 意思疎通に支障のある障がい者等に手話通訳者、要約筆記者を派遣
- 意思疎通のためのコミュニケーション手段の選択の機会の確保・拡大を図るため、専任の手話通訳者を配置

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	128	156	184
手話通訳者設置事業	対応回数	225	230	235

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、難病患者、小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

【事業内容】

○ 日常生活用具の給付

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件数	12	14	15
自立生活支援用具	件数	17	19	21
在宅療養等支援用具	件数	22	24	26
情報・意思疎通支援用具	件数	20	22	24
排泄管理支援用具	件数	447	453	460
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	3	4	5

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

【事業内容】

- 日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	40	40	40

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

【事業内容】

- 社会活動及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援
 - (ア) 個別支援型：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
 - (イ) グループ支援型：屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

【事業対象】

- 外出時に介護者がいない障がいのある人が、個人又はグループで移動をする時

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	143	153	163
	総利用時間	2,991	3,183	3,375

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	通所する障がいのある人に、地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【事業内容】

- 市内 4 か所の地域活動支援センターにおいて、通所する障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業【市内】	箇所数	4	4	4
	利用者数	70	75	80
地域活動支援センター事業【市外】	箇所数	1	1	1
	利用者数	1	1	1

(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、障がいのある人の日中等における活動の場を確保します。また、利用時間については、利用者のニーズに合わせて、臨機応変に対応しています。
訪問入浴サービス事業	障がいのある人の生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、在宅の重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを実施します。
社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等の事業を行い、障がいのある人の社会参加を支援します。
自動車運転免許取得・改造助成事業費	身体障がい者の就労、社会活動への参加等の促進を図るため、自動車運転免許の取得費用及び重度身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適應するよう改善する費用の一部助成をします。
福祉ホームの運営事業	障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額の料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

【事業対象者】

- 日中一時支援事業：1日のうち宿泊を伴わない範囲で一時的に支援する者がいないため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる方
- 訪問入浴サービス事業：
 - (ア) 医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制されている方
 - (イ) 身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難である方

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施事業所数	30	30	30
	利用者数/月	442	465	490
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	3	3	5
社会参加支援事業	実施回数/年	40	40	40
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数/年	12	14	17
福祉ホームの運営事業	利用者数/年	7	7	8

5 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

障がい児者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

本市では、障がい者等に対する虐待の防止、障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進、障がいを理由とする差別の解消、障がい者の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めます。

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等を充実していくことを促します。